

系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）

募 集 要 綱（案）

2018 年●月●日

北海道電力株式会社

目 次

1	系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）の概要.....	1
2	I期蓄電池プロセスの流れ.....	7
3	工事費負担金について.....	20
4	工事費負担金補償契約について.....	23
5	辞退の手続について.....	24
6	その他.....	25

(別紙1) 入札対象費用の概要

(別紙2) 本募集要綱における特記事項

(別紙3) I期蓄電池プロセスの流れ

(別紙4) 提出・問合せ先（窓口）

(別紙5) 入札・系統連系順位等に関する補足

(別紙6) 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

(別紙7) 「想定潮流の合理化」がI期蓄電池プロセスに適用される場合の取扱い
について

(別紙8) 出力制御の見通しについて

(様式1) 応募申込書

(様式2-1) 入札書

(様式2-2) 入札申込書

(様式2-3) 費用負担同意書

(様式3-1) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合）

(様式3-2) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合）

(様式4) 継続意思表明書

(様式5) 辞退書

(様式6) 意向表明書

1 系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）の概要

- 北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、2017年3月28日に、系統側蓄電池を設置し、設置した系統側蓄電池に係る費用を共同負担することを前提に系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（以下「本募集プロセス」といいます。）を開始いたしました。

本募集プロセスでは、系統への影響を確認しながら段階的に拡大していくため、I期とII期に分けて募集（以下「I期募集」、「II期募集」といいます。）を行い、I期募集については、技術的に確実性が見込める規模として、導入量を60万kWとして系統側蓄電池（9万kW-4h程度）を設置します。

つきましては、本募集要綱により、北海道エリアにおいて風力発電設備が連系を行うにあたり必要となる系統側蓄電池（I期）に係る費用について、他の系統連系希望者と共同負担して連系を希望する風力発電設備を入札により決定する募集プロセス（以下「I期蓄電池プロセス」といいます。）を実施します。

なお、II期募集として、導入量40万kW（I期募集と合わせ、計100万kW）の連系を予定しておりますが、II期募集については、I期募集による系統側蓄電池導入後、1年程度の実績を踏まえた評価、検討を行い、改めてお知らせします。

対策内容	風力募集容量	蓄電池容量目安	蓄電池設置時期
系統側蓄電池（I期）	+60万kW	9万kW-4h程度	2022年度
系統側蓄電池（II期）	+40万kW	6万kW-4h程度	I期の導入状況を踏まえ検討

1. 1 募集する電源

- 次の条件を満たす発電設備を募集対象といたします。
 - 本募集プロセスへお申込み（同時申込み）をいただいた案件のうち、接続検討結果において連系可となり、I期対象案件としての参加を2017年10月12日までに意思表示した発電設備であること。
 - 系統側蓄電池及び連系設備の費用、設置工事費用、撤去工事費用、運用期間中のメンテナンス（保守・運用）及び系統側蓄電池の充放電損失に係る費用を共同負担すること。
 - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」といいます。）及び関連法令等に定められた設備の認定（以下「設備認定」といいます。）を受けたもの又は事業計画の認定（以下「事業認定」といいます。）を受けけるもの。
設備認定又は事業認定を取得できなかった場合、当社との電力受給契約を締結できず、お支払いいただいた第1次及び第2次保証金は返金いたしません。また、工事費負担金補償契約締結後の場合、工事費負担金補償金（後

記4)をご負担いただきます。

- (4) 環境影響評価法の対象となる風力発電設備は、応募時点で環境影響評価法に基づく方法書手続きが開始されていること。
- (5) 以下に示すような場合における出力制御、停止等に対し、その期間によらず応じていただくこと。
 - ①系統側蓄電池の点検、故障、想定外の劣化等により運転可能な系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合
 - ②系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合
 - ③風力発電の出力変動が想定以上となる等、周波数調整の限界を超える場合若しくは超えることが見込まれる場合
 - ④調整用火力発電機や連系線の作業停止や事故時の緊急停止等、系統側の調整力の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合
 - ⑤天災地変、戦争、暴動、内乱その他当社の責めによらない場合
- (6) 上記(5)①～⑤の場合における出力制御、停止等に伴う損害について、出力制御、停止等の期間によらず当社が補償しないことに同意いただくこと。ただし、①～③の場合においては、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。また、④の場合においては、当社に故意または過失がある場合を除きます。
- (7) 2022年度に系統連系し、運転開始すること。

1. 2 入札対象費用の概要

- ・ I期蓄電池プロセスでは、当社が北海道エリアの系統周波数を調整することを目的に運用する系統側蓄電池を調達、設置し、設置した系統側蓄電池に係る費用のうち、特定負担（発電事業者が負担）分を入札対象費用として設定して共同で負担する系統連系希望者を募集いたします。
- ・ I期蓄電池プロセスにおいて、以下①～④の費用のうち、特定負担分を入札対象費用とします。
 - ① 系統側蓄電池の調達費用、設置工事費用
 - ② 系統側蓄電池連系設備の調達費用、設置工事費用
 - ③ 運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス（保守・運用）費用
 - ④ 系統側蓄電池の撤去工事費用

- 入札対象となる系統側蓄電池の概要は次のとおりです。

項目	I期蓄電池プロセスにおける設備対策
対策工事名称	系統側蓄電池 設置工事 (別紙1参照)
入札対象費用	約 247 億円 (税抜) ・①～④の費用 (約 260 億円) から一般負担分 (約 13 億円) を除いた額
工事完了予定時期	2022 年度 ^{※1}
募集容量	60 万 kW
(参考)入札対象費用／募集容量	約 4.1 万円／kW

※1 I期蓄電池プロセスが後記1.3のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結された後、工事着手できた場合の予定時期となります。

なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。

- 入札対象費用算出に当たり、上記①～④の費用のうち、一般負担（託送料金を通じて広く北海道エリアの系統利用者が負担する費用）分の割合は、国の第10回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（2017年1月25日）における整理に基づき、5%（約13億円）としております。
- 入札対象費用の他に、系統側蓄電池の充放電損失に係る費用（後記1.5参照）や、系統連系にあたり、他の系統連系希望者と共用しない設備対策や一部の系統連系希望者と共用する設備対策として、電源線工事やその他供給設備工事等の費用が掛かります（後記3参照）。
- 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が指定する基準額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります。ただし、一般負担の上限額の超過判定にあたり、ここで記載している系統側蓄電池及び関連コストの一般負担分は含めません。
- 入札対象費用は、現時点で想定している金額であり、応募状況を踏まえた金額については、応募者に対し、当社から入札前までに別途お知らせいたします。入札後においても、蓄電池の詳細設計、調達により、入札対象費用及び工事費負担金は増減する可能性があります。
- I期蓄電池プロセスの優先系統連系希望者は、系統側蓄電池の運用期間中は、当社の系統アクセスマニュアルⅧ.6（2）に定める出力変動緩和対策の対象となりません。

1. 3 スケジュール^{※2}

2017年3月28日	・ I期蓄電池プロセスの開始・公表
2017年4月12日	・ 同時申込みの受付開始
2017年5月10日	・ 同時申込みの受付締切
2017年5月25日	・ 接続検討の開始
2017年9月7日	・ 接続検討結果の回答
2017年10月12日	・ 意思表明書の提出締切
2018年3月1日	・ 募集要綱案に対する意見募集の受付開始
2018年3月22日	・ 募集要綱案に対する意見募集の受付締切
2018年4月上旬頃	・ 募集要綱の公表
2018年4月中旬頃	・ 説明会の開催 ・ 応募の受付開始
2018年5月上旬頃	・ 応募の受付締切 ・ 応募書類の内容確認 ・ 蓄電池概算額等の検討
2018年7月下旬頃	・ 蓄電池概算額等の提示 ・ 入札の受付開始
2018年8月下旬頃	・ 入札の受付締切 ・ 第1次保証金の振込期限（開札日の2営業日前まで） ・ 開札（優先系統連系希望者の決定） ・ 再接続検討の開始
2018年11月下旬頃	・ 再接続検討結果の回答 ・ 共同負担意思の確認及び負担可能上限額の申告 ・ 第2次保証金の振込期限 ・ 工事費負担金補償契約の締結
2019年1月下旬頃	・ I期蓄電池プロセスの完了 ・ I期蓄電池プロセスの結果公表

※2 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合があります。

1. 4 I期蓄電池プロセスの運営

- ・当社は、I期蓄電池プロセスの運営にあたり、広域機関による電源接続案件募集プロセスと同様に、公平性、透明性を確保しながら、I期蓄電池プロセスを実施いたします。
- ・応募者から受領した資料は、I期蓄電池プロセスの遂行及びI期蓄電池プロセス完了後の系統アクセス業務等、当社が必要とする検討のために使用させていただき、それ以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、I期蓄電池プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしませんので予めご了承願います。

1. 5 留意事項

- ・蓄電池の充放電損失に係る費用^{※3}や蓄電池の故障等に伴い追加的に発生する費用については、蓄電池の運用状況や電力市場単価等により変わりうることから、入札対象費用には含めておりません。蓄電池の運用実績に応じた費用のうち一般負担を除いた分（特定負担分）について、当該費用が発生した時点で当社との電力受給契約を締結している発電事業者（以下「契約事業者」といいます。）の容量での按分により別途ご負担頂くことをご理解の上、入札願います。

※3 20年間の運用により生じる蓄電池の充放電損失に係る費用のうち一般負担を除いた分は、1.4万円/kW程度と想定しておりますが、蓄電池の運用状況や電力価格によって変化するものであり、実績においてこの値を保証するものではありません。

- ・蓄電池の故障等に対しては、原則、メーカー保証により修理、取替いたしますが、天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力による故障等、メーカー保証対象外となる場合に追加的に発生する費用については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一般負担を除いた分を契約事業者にご負担いただきます。
- ・なお、蓄電池の充放電損失に係る費用^{※3}や蓄電池の故障等に伴い追加的に発生する費用における一般負担の占める割合も5%となります。
- ・発電設備の連系には入札対象費用には含まれない電源線工事等も必要となりますので、入札対象費用には含まれない電源線工事等に係る工事費負担金や工期等にご留意ください（工事費負担金については後記3参照）。
- ・応募状況や入札結果を踏まえて発電設備の連系に必要な対策工事の工事費負担金概算や所要工期等^{※4}は、再接続検討の回答においてお示しします。

※4 各発電設備の電源線工事等が同じ時期に集中する場合、別途調整させていただく場合があります。

- ・I期蓄電池プロセスの応募者が、本募集要綱に定める手続等に違反した場合又はI期蓄電池プロセスの公平性若しくは透明性を阻害する行為等を行った場

合は、原則として、当該応募者は本募集プロセスへの申込みを取り下げたものとして取り扱います。

なお、本募集プロセスへの申込みを取り下げたものとして取り扱われる場合、当該応募者が行った全ての行為（接続検討申込み及び契約申込み（以下「同時申込み」といいます。）、意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）は無効となります。

- ・受給期間はFIT法に基づくものとします。そのため、系統側蓄電池の運用開始に発電設備の運転開始が間に合わない場合は、受給期間と系統側蓄電池の運用期間（運用開始から20年程度）が一致しない場合があります。系統側蓄電池の運用期間終了後も当該風力発電設備について連系の継続を希望される場合には、設備の劣化状況や設備更新に掛かる費用等を踏まえ、当社にて系統側蓄電池の継続利用等を検討いたします。検討の結果、系統側蓄電池の継続利用等が困難であると当社が判断した場合、その他、系統側蓄電池の継続利用等を実施しないことにつき合理的な理由があると当社が判断した場合には、発電所側で蓄電池等による出力変動緩和対策を発電事業者自身にて講じていただく必要があります。当社は、技術的な制約から、受給期間中であっても、かかる対策がない発電設備から発電した電力を買い取ることができません。

また、系統側蓄電池の継続利用等を行う場合、係る費用については、発電事業者にご負担いただきます。

- ・最大受電電力に対し風力発電設備の定格出力合計が超過する場合において、許容される超過量は風力発電設備1機（複数機ある場合はそのうちの最小出力機）の定格出力未満とし、受電電力を常に最大受電電力以下に制御いただきます。
- ・本募集プロセスにより当社系統への連系が決定した発電事業者との間における「発電者の再生可能エネルギー発電設備と当社が維持及び運用する電力系統との接続等にかかる契約」並びに「再生可能エネルギー電気の発電者による供給および当社による調達にかかる契約」、その他必要な契約の締結にあたっては、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（2017年4月1日実施。以下「契約要綱」といいます。）及び本募集要綱を承諾いただきます。この場合において、本募集要綱の定めと契約要綱の定めが矛盾又は抵触がある場合、本募集要綱に定める内容にこれらの契約の内容を変更又は修正することについても承諾いただきます。（別紙2参照）

2 I期蓄電池プロセスの流れ

2. 1 応募の申込み

(1) 応募申込書の提出

a 提出書類

- ・ 応募申込書（様式1）
- ・ 添付書類
 接続検討申込書^{※5}
 環境影響評価方法書届出の写し（日付が確認できるもの）

※5 当社からの接続検討結果の回答等を踏まえ、修正した資料を含む。

b 提出方法

- ・ 簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。応募書類を受領いたしましたら、当社から受付番号を記載した写しを返送いたします。

c 提出先（別紙4参照）

- ・ 北海道電力株式会社 工務部 電力託送センター託送統括グループ
〒060-0006 北海道札幌市中央区北6条西14丁目4番3号

d 応募期間

- ・ 応募期間：2018年●月●日（●）～2018年●月●日（●）午後5時必着

e 提出部数

- ・ 1部

(2) 留意事項

- ・ 原則として、同時申込みした申込内容での応募となります。
- ・ 原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類に不備がある場合は応募書類の補正を求める場合があります。
- ・ 入札受付開始日の前営業日までに応募書類の補正がなされない場合は、原則として、応募を無効とし、その旨を当該応募者に通知いたします。
なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の補正の可能性や郵送に要する期間等を踏まえ、早期の提出に努めていただきますようお願いいたします。
- ・ 応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）が募集容量（60万kW）以下となった場合は、入札を行わず、応募容量を踏まえて容量を縮小させた系統側蓄電池に対し、系統連系希望者で共同負担していただく費用（前記1.2参照）のうち、特定負担分を応募容量で除した負担金単価（円/kW）（以下「一律負担金単価」といいます。）にてご負担いただきます。その場合には、応募者に対し、応募締切後に通知いたします。

2. 2 説明会

- ・募集要綱公表後、I期蓄電池プロセスに関する説明会を開催します。
- ・説明会への参加は応募資格を有する事業者のみとし、開催日時等については別途ご連絡します。

2. 3 蓄電池概算額等の提示

- ・応募者に対しては、入札前までに、応募容量を踏まえた蓄電池概算額を提示するとともに入札及び入札額（入札負担金単価×最大受電電力）検討のための情報として、応募件数、応募容量、最低入札負担金単価、風力導入量に応じた出力制御の見通し等をお知らせします。（風力発電の出力制御については、後記6. 3を参照）

2. 4 入札

(1) 入札手続

- ・応募容量が60万kWを超える場合、入札を実施いたします。
- ・入札に申し込む応募者は、入札対象費用に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までにご提出ください。
- ・入札にあたっては、当社において設定する最低入札負担金単価以上の単価により入札をお願いします。
- ・最低入札負担金単価は、原則として、入札対象費用を募集容量（60万kW）で除した単価を基準に設定^{※6}し、蓄電池概算額の提示時に通知いたします。
なお、参考値として、入札対象費用の概算値を募集容量（60万kW）で除した単価は約4.1万円/kW（税抜）となります。
- ・入札負担金単価の最小単位は1円/kWといたします。

※6 最低入札負担金単価やI期蓄電池プロセスにおける入札の成否に関する説明については、別紙5をご確認ください。

a 提出書類

- ・入札書（様式2-1）
- ・入札申込書（様式2-2）

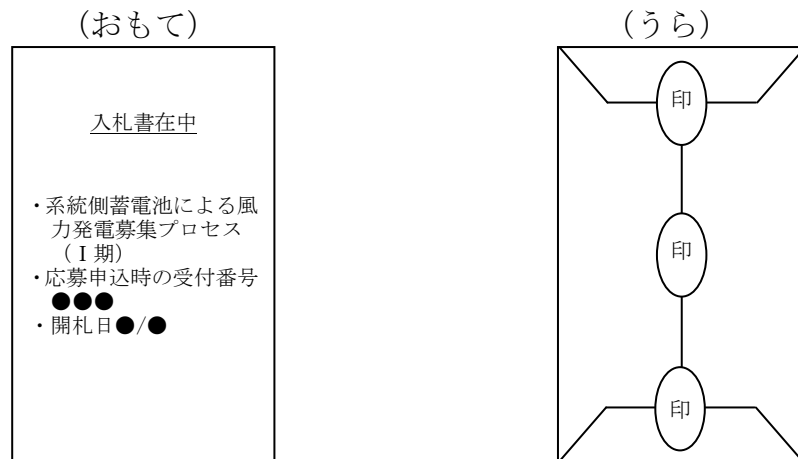
b 提出方法

- ・簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。
（入札期限必着）
- ・郵送にあたっては、封筒を次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としていただきますようお願いいたします。

(a) 中封筒

入札書（様式2-1）を封入の上、封印をお願いします。また、表面に「入札書在中」、「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」、

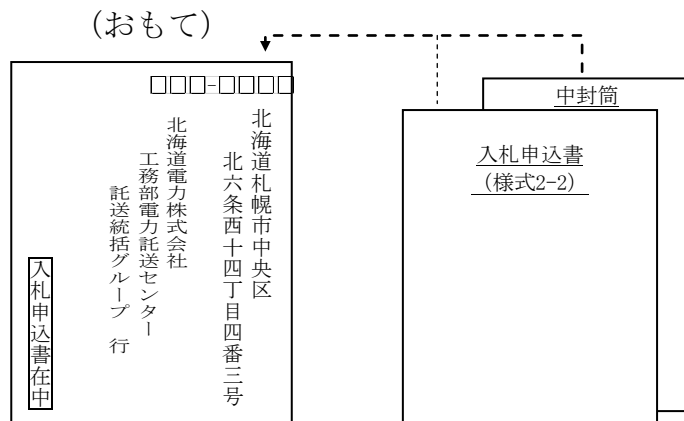
「応募申込時の受付番号」および「開札日」の記載をお願いします。



※押捺いただく印は、『応募申込書（様式1）』と同一としていただきますようお願いいたします。

(b) 外封筒

入札書（様式2-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式2-2）を、当社から応募申込書写しを返送した際に同封した入札申込書送付用の封筒に入れ、封緘をお願いします。



c 提出先

- ・北海道電力株式会社 工務部電力託送センター託送統括グループ
〒060-0006 北海道札幌市中央区北6条西14丁目4番3号

(応募申込書写しを返送した際に同封する入札申込書送付用の封筒に記載済)

d 入札期限

- ・2018年●月頃（応募者には蓄電池概算額の提示時に別途お知らせします。）

e 提出部数

- ・1部

f 留意事項

- 以下のいずれかに該当する場合は、系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金（後記2.4（2）参照）として振り込まれた額を返金いたします。
 - （a）記名押捺がない場合
 - （b）入札に関する意思表示の内容が不明確な場合
 - （c）提出書類に虚偽の記載がある場合
 - （d）入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
 - （e）振込期限までに第1次保証金のお振込みがない又は振込み額が不足している場合
- I期蓄電池プロセスの応募者以外は入札できません。
- 入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。

（2）第1次保証金（入札保証金、申込保証金）

a 第1次保証金額

- 入札にあたっては、次の金額を第1次保証金（入札保証金）としてお振込みください。

$$\begin{aligned} & \text{入札負担金単価 [円/kW] (税抜)} \times \text{最大受電電力 [kW]} \times 5\% \\ & + \text{消費税等相当額} \end{aligned}$$

※第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨て。

- 応募容量が募集容量（60万kW）以下となり、入札を行わない場合は、費用負担同意書（様式2-3）を提出し、次の金額を第1次保証金（申込保証金）としてお振込みください。

$$\begin{aligned} & \text{一律負担金単価 [円/kW] (税抜)} \times \text{最大受電電力 [kW]} \times 5\% \\ & + \text{消費税等相当額} \end{aligned}$$

b 振込方法と期限

- 第1次保証金は、入札を行う場合は開札日の2営業日前まで、入札を行わない場合は当社が別途指定する日までにお振込みください。
なお、振込手数料は振込者負担とします。
- 振込先、振込方法、振込期限、開札日等については、蓄電池概算額をお知らせする際にご案内いたします。

c 第1次保証金の取扱い

- 第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

（a）優先系統連系希望者の第1次保証金

ア I期蓄電池プロセスが成立した場合

- 優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当いた

します。

イ I期蓄電池プロセスが不成立であった場合

- ・ I期蓄電池プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）又は費用負担同意書（様式2-3）に記載の口座に返金いたします。

(b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金

- ・ I期蓄電池プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）又は費用負担同意書（様式2-3）に記載の口座に返金いたします。

- ・ 上記にかかわらず、優先系統連系希望者がI期蓄電池プロセスを辞退した場合（辞退については後記5参照）、第1次保証金については返金いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、第1次保証金を返金します。

(a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札額を除く。）が、接続検討の回答における提示額^{※7※8}を超過することを理由に辞退した場合

(b) 再接続検討の回答における所要工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合

(c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によってI期蓄電池プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

※7 具体的には接続検討の回答に記載されている「当該設備対策費用を単独で負担することとなったケース（全額負担ケース）での工事費負担金」を指します。

※8 接続検討の回答における提示額を上回る負担可能上限額（後記2.8(2)参照）を申告している場合には、負担可能上限額となります。

- ・ 優先系統連系希望者に返金されなかった第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

(a) I期蓄電池プロセスが成立した場合

- ・ 入札対象費用に充当いたします。

(b) I期蓄電池プロセスが不成立となった場合

- ・ I期蓄電池プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）又は費用負担同意書（様式2-3）に記載の口座に返金いたします。

- ・ 第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者負担とさせていただきます。

(3) 留意事項

- ・ 発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- ・ 当社はI期蓄電池プロセスにおいて、応募者が入札以降に辞退する場合は第

1次保証金を、共同負担意思の表明以降に辞退する場合は第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8(3)参照）を、原則として、返金いたしません。また、I期蓄電池プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金（後記4参照）をご負担いただくことになります。

- ・また、入札以降、I期蓄電池プロセス完了までに優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があり、I期蓄電池プロセスが遅延する可能性が生じます。こうした影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者や環境影響評価の関係箇所等と十分に調整を行ってください。

2.5 開札及び優先系統連系希望者の決定

(1) 開札

- ・開札は、電源接続案件募集プロセスに準じて広域機関の立会いのもと、当社の工務部電力託送センターにて、公正に実施します。

(2) 系統連系順位の決定

- ・入札者の連系の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、入札負担金単価の高い順に当社において決定します。
- ・同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、電源接続案件募集プロセスに準じて広域機関の立会いのもと、当社の工務部電力託送センターにて、公正に実施します。
- ・系統連系順位は、開札後において入札の成立条件を満たしている場合に確定するものとし、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとします（入札容量が募集容量に満たず、入札の成立条件を満たしていない場合は、入札容量を踏まえて容量を縮小させた系統側蓄電池に対し共同負担していただく費用を検討し、入札の成立条件を満たしたときに確定します。）。

(3) 優先系統連系希望者の決定

- ・入札の結果、系統連系順位が募集容量（60万kW）の範囲内となった入札者が優先系統連系希望者となります（別紙5参照）。
- ・優先系統連系希望者が連系を希望しないこと等により、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。
- ・応募容量が募集容量（60万kW）以下となり、入札を行わない場合は、費用負担同意書（様式2-3）の提出及び第1次保証金のお振込みをもって、優先系統連系希望者となります。

(4) 入札の成立条件

- ・入札の成立条件は以下を満たす場合とします。

① \geq ②

①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計^{※9}

②：入札対象費用（税抜）^{※10}

※9 入札以降の辞退等により、優先系統連系希望者に第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8（3）参照）を返金しない場合は、当該保証金の額を左辺に加算します。

※10 入札の成立条件を満たさず、蓄電池容量を縮小させる場合は、見直し後の蓄電池容量における費用となります。

(5) 開札後の通知

- ・開札の結果、入札の成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。

a 優先系統連系希望者

- ・入札負担金単価
- ・優先系統連系希望者であること

b 非優先系統連系希望者

- ・入札負担金単価
- ・非優先系統連系希望者であること
- ・他の優先系統連系希望者が連系を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性があること

2.6 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

2.7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

2.8 共同負担意思の確認

(1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系を行う意思があるかを、当社に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することにより表明（ご回答）ください。

- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系することを希望しない場合には、I期蓄電池プロセスを辞退したものとして取り扱います。この場合、第1次保証金については返金いたしませんので、ご注意ください（前記2.4(2)c参照）。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、I期蓄電池プロセスを辞退したものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者がI期蓄電池プロセスを辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を除いた上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系を行う意思があるかを、共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することにより表明（ご回答）ください。

（2）負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金^{※11}の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金^{※11}の上限額（負担可能上限額）を、共同負担意思確認書（様式3-1）において予め申告いただき^{※12}、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則^{※13}「辞退」として取り扱う^{※14}ことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※11 入札を行った場合は入札額を除いた額となります。入札を行わなかった場合は一律負担金単価に基づく負担額を含めた額となります。

※12 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告をお願いします。

※13 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、工事費負担金の確定における入札対象費用の工事費負担金の補正（後記3.3参照）により、入札額の減額補正が見込まれる場合には、当該減額補正予定額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

※14 辞退扱いとなる場合についても、第1次保証金の返金事由（前記2.4(2)c参照）に該当しないときは、第1次保証金は返金いたしません。

（3）第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する場合には、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金を申し受けます。

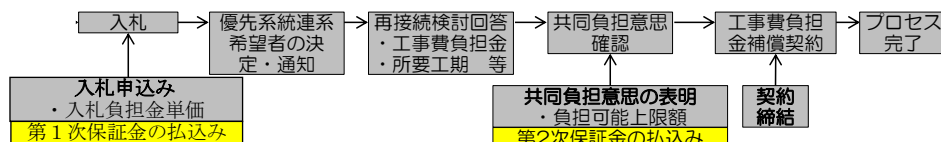
- a 第2次保証金額
 - ・第1次保証金と同額（前記2. 4（2）a参照）。
- b 振込方法と期限
 - ・振込金額、振込先、振込期限等については、共同負担意思確認時にご案内します。
 - ・振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。
- c 第2次保証金の取扱い
 - ・第2次保証金の取扱いは次のとおりといたします。
 - （a）I期蓄電池プロセスが成立した場合
 - ・優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当いたします。
 - （b）I期蓄電池プロセスが不成立であった場合
 - ・I期蓄電池プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）又は費用負担同意書（様式2-3）に記載の口座に返金いたします。
 - ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者がI期蓄電池プロセスを辞退した場合（I期蓄電池プロセスの辞退については後記5参照）、第2次保証金については返金いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、第2次保証金を返金します^{※15}。
 - （a）他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工事費負担金^{※11}が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額^{※11}を超過したことにより辞退として取り扱われる場合
 - （b）他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工期が、共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合
 - （c）天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によってI期蓄電池プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

※15 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由（前記2. 4（2）c参照）に該当しないときは、第1次保証金については返金いたしません。

- ・I期蓄電池プロセスを辞退した優先系統連系希望者に返金されなかった第2次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - （a）I期蓄電池プロセスが成立した場合
 - ・入札対象費用に充当いたします。
 - （b）I期蓄電池プロセスが不成立となった場合
 - ・I期蓄電池プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）又は費用負担同意書（様式2-3）に記載の口座に返金いたします。

- ・ 振込期限までに第2次保証金の振込みがないとき、又は不足しているときには、系統連系希望者の共同負担意思の表明が、原則として、無効となります。その場合は、当該優先系統連系希望者に通知の上、第2次保証金として振り込まれた額を返金いたします。
- ・ 第2次保証金を返金する際に利息は付さないものといたします。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者のご負担とさせていただきます。

<保証金払込みのタイミング>



(4) 工事費負担金の確定

- ・ 入札対象費用について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、入札対象費用の工事費負担金の減額補正（後記3.2参照）を実施の上、I期蓄電池プロセスにおける工事費負担金の額が確定^{※16}します。

※16 I期蓄電池プロセス完了後の調査測量や蓄電池の調達に掛かる費用等により必要工事費等が増減することがあります。

- ・ 工事費負担金の額が確定した場合、次の内容を該当者に連絡をいたします。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・ 工事費負担金の額が確定した旨
 - ・ 再接続検討の結果の回答（辞退等による再度の再接続検討や入札対象費用の工事費負担金の補正（後記3.2参照）を行ったもの）
 - ・ 工事費負担金補償契約のご案内
 - b 前記（2）において辞退扱いとなった優先系統連系希望者
 - ・ 申告した負担可能上限額^{※11}
 - ・ 辞退扱いとなった際の工事費負担金^{※11}、入札額の減額補正予定額
 - ・ I期蓄電池プロセスの完了後、第2次保証金を返金する旨

2.9 工事費負担金補償契約の締結

- ・ 工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に当社との間で工事費負担金補償契約^{※17}を締結していただきます。
- ・ 工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者が、I期蓄電池プロセスの完了以降に連系等ができなくなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金をご負担いただきます。

- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、当該優先系統連系希望者を除いた上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。また、原則として、第1次保証金及び第2次保証金については返金いたしませんので、ご注意ください。
- ・一部又は全部の優先系統連系希望者が、工事費負担金補償契約を締結しない場合、前記2. 8 (4) の工事費負担金の確定は無効とし、再度、再接続検討を実施いたします。この場合、工事費負担金補償契約はその効力を発しません。

※17 当該工事費負担金補償契約は、I期蓄電池プロセスが成立したのものとして完了し、I期蓄電池プロセスの結果を公表した時点で効力を発します。

2. 10 I期蓄電池プロセスの成否と完了

(1) I期蓄電池プロセスが成立する場合

- ・全ての優先系統連系希望者と当社との間で工事費負担金補償契約が締結された場合、I期蓄電池プロセスは成立するものとします。
- ・I期蓄電池プロセスが成立した場合には、優先系統連系希望者及び非優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、当社からI期蓄電池プロセス完了後の手続についてご案内いたします。
- ・I期蓄電池プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行った同時申込みを除く全ての行為（意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）は無効^{※18}となります。

※18 ただし、発電所側に蓄電池等を設置して出力変動緩和対策を実施する場合、確保された送電系統の暫定的な容量を維持します（後記6. 1参照）。

(2) I期蓄電池プロセスが不成立となる場合

- ・応募容量が募集容量（60万kW）に満たない場合は、前記2. 1 (2) により、入札容量が募集容量（60万kW）に満たず、入札の成立条件を満たない場合は、前記2. 5 (2) により成立を試みます（別紙6参照）が、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点でI期蓄電池プロセスは不成立となるものとします。
- ・I期蓄電池プロセスが不成立となる場合、系統連系希望者が行った同時申込みを除く全ての行為（意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）は無効^{※18}となります。

(3) I期蓄電池プロセスの完了

- ・ I期蓄電池プロセスが成立した場合又は不成立となった場合、I期蓄電池プロセスは完了いたします。
- ・ 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が募集容量（60万kW）に達しない場合、又はI期蓄電池プロセスが不成立の場合、I期蓄電池プロセスにおいて、未達分の再募集は行いません。

2. 1.1 I期蓄電池プロセスの結果の公表

- ・ 当社は、I期蓄電池プロセスの完了後、I期蓄電池プロセスの結果について、以下の内容を公表いたします（ただし、c及びdはI期蓄電池プロセスが成立した場合に限ります。）。

- a I期蓄電池プロセスの成否
- b 応募件数及び応募容量
- c 優先系統連系希望者の件数、連系容量
- d I期蓄電池プロセスを辞退した優先系統連系希望者に返金されなかった第1次保証金及び第2次保証金の件数・総額 等

また、上記a～dに加え、入札が実施された場合はe及びfを、入札が実施されなかった場合はg及びhを公表いたします（f及びhはI期蓄電池プロセスが成立した場合に限ります。）。

- e 入札件数、入札容量、入札総額及び平均入札負担金単価（単純平均）
- f 優先系統連系希望者の入札総額及び平均入札負担金単価（単純平均）
- g 当社が費用負担同意書提出前に提示した一律負担金単価
- h 優先系統連系希望者の一律負担金単価

2. 1.2 I期蓄電池プロセス完了後の手続き

- ・ 優先系統連系希望者には、原則として、I期蓄電池プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、再接続検討の回答内容を反映した内容で、当社に継続意思表明書（様式4）を提出していただきます。
- ・ 継続意思表明書（様式4）の提出後、当社との間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結^{※19}していただきます。
- ・ 上記期限内に継続意思表明書（様式4）の提出を行っていただけない場合には、原則として、当該優先系統連系希望者が連系を希望せず辞退したものとして取り扱います。
- ・ 継続意思表明書（様式4）の提出後、当社が連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、当社の指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、当社は、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとし、この場合、当該優先系統連系希望者が行った全ての行為（同時申込み、意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量

を含む。)、応募、入札等)は無効となります。

- ・前2項の場合についても、継続意思表明書(様式4)の提出を行わなかった優先系統連系希望者又は契約を解除された優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づき、工事費負担金補償金をご負担いただきます。

※19 I期蓄電池プロセス完了後、系統連系までに以下の①～③の契約および協定を締結いたします。

①給電協定(特別高圧連系)又は配電線連系協定(高圧連系)	系統運用に係る協定を締結します。
②連系契約	発電設備系統連系サービス要綱による連系に係る契約を締結します。
③電力受給契約	「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」に基づき、連系条件、工事費負担金、受給電力量の計量、料金の算定および支払等に係る接続契約および特定契約を締結します。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系をするにあたっては、以下の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。工事費負担金については、原則として、当社が連系に必要な工事に着手するまでに、一括してお支払いいただきます。

(1) 入札対象費用

- ・入札負担金単価^{※20} [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

※20 応募容量が募集容量（60万kW）以下の場合、一律の負担金単価（円/kW）となります。

(2) 電源線工事

- ・電源線の新設工事費用及び既設設備の対策工事費用
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※21}の最大受電電力で按分した額

※21 I期蓄電池プロセスにおける電源線工事、その他供給設備工事費用は、系統連系順位にかかわらず、対策設備を共用する全ての優先系統連系希望者の最大受電電力で按分してご負担いただきます。

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※22}

※22 託送供給等約款により算出いたします。

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、優先系統連系希望者の特定負担に帰するもの。
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費（特定負担分）を共用する優先系統連系希望者^{※21}の最大受電電力で按分した額

(5) 一般負担の上限超過額

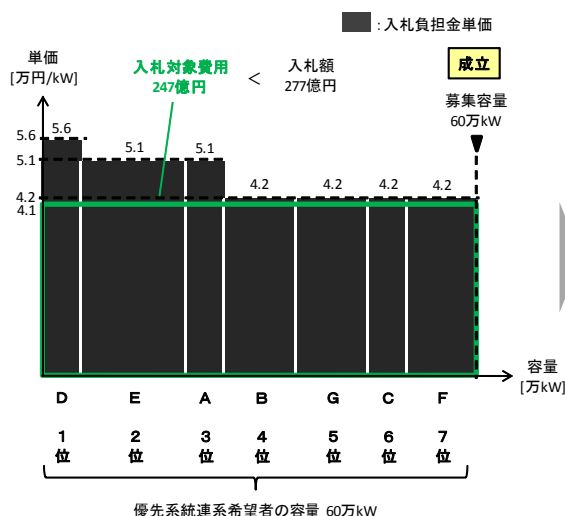
- ・その他供給設備工事の一般負担額のうち、一般負担の上限額を超過した額
ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、共用するその他供給設備工事の工事費（一般負担分）を共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額

3. 2 工事費負担金の確定時における入札対象費用の工事費負担金の減額補正

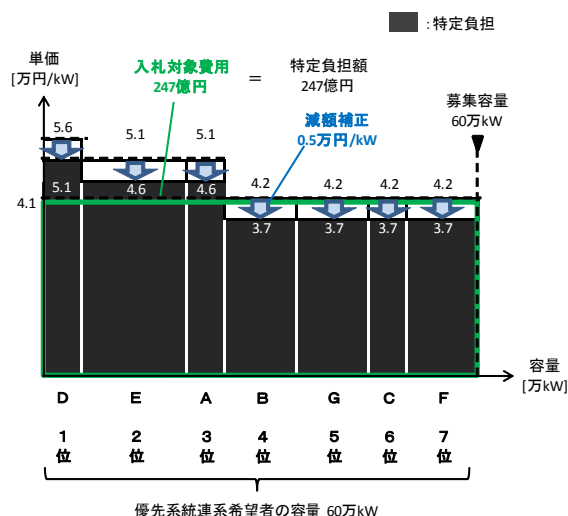
- 前記2. 8 (4) の共同負担意思確認後の工事費負担金の確定時において、優先系統連系希望者の入札負担金並びに I 期蓄電池プロセスを辞退した優先系統連系希望者に返金されなかった第 1 次保証金及び第 2 次保証金の合計が入札対象費用を超過する額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象費用の工事費負担金を減額補正します（負担金単価としては、一律に減少することとなります。）。ただし、減額補正の限度は、入札額までとします。

〈例〉 減額補正のイメージ

【入札後】



【工事費負担金確定時（補正後）】



3. 3 工事完了後における工事費負担金の精算

- 工事完了後に、支払済みの工事費負担金に対して工事完了により確定した工事費負担金が増加若しくは減少した場合には、その差額を精算いたします*2 3。

※ 2 3 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が工事費負担金補償金額の算定の前提とした工事費を下回っていることにより工事費負担金補償金額の減額が生じているときは、当該優先系統連系希望者も含めて精算いたします。ただし、設備の使用開始後 3 年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合における優先的な返金（後記 3. 4 参照）により当該設備に係る工事費負担金補償金が全て返金されている場合を除きます。

3. 4 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

- 電源線工事、変電所・バンク逆潮流対策工事、その他供給設備工事について、設備の使用開始後 3 年が経過するまでの間に新たに新規利用事業者があった場合、当社の託送供給等約款等に基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。

- 上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返金します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- 工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後、年度ごとに1回実施いたします。

4 工事費負担金補償契約について

4. 1 工事費負担金補償金

- ・前記「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、当社との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ・I期蓄電池プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系できなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額^{※24}とします。
 - a 入札対象費用の工事費負担金(運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス(保守・運用)費用及び系統側蓄電池の撤去工事費用を含む金額)
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - d 1. 2の①～④の費用及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る費用の一般負担分

※24 I期蓄電池プロセス完了後の調査測量や蓄電池の調達に係る費用等により必要工事費等が増減することがあります。

4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事完了後の精算時
前記「3. 3 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
 - b 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
前記「3. 4 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

5 辞退の手続について

5. 1 手続き

(1) I期蓄電池プロセスの辞退

- ・ I期蓄電池プロセスの応募者がI期蓄電池プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書（様式5）を提出してください。なお、辞退書（様式5）の提出により、辞退者が行った同時申込みを除く全ての行為（意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）は無効となります。

(2) 本募集プロセスの辞退

- ・ I期蓄電池プロセスの応募者が本募集プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書（様式5）を提出してください。なお、辞退書（様式5）の提出により、辞退者が行った全ての行為（同時申込み、意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）は無効^{※25}となります。

※25 ただし、発電所側に蓄電池等を設置して出力変動緩和対策を実施する場合、確保された送電系統の暫定的な容量を維持します（後記6. 1参照）。

- ・ 本募集プロセスに申込みを行った案件のうち、電源接続案件募集プロセスの開始申込みを行った案件及び同プロセスに応募した案件は、I期対象案件かどうかにかかわらず、本募集プロセスからの辞退となります。

5. 2 提出書類

- ・ 辞退書（様式5）
押捺いただく印は、『応募申込書（様式1）』と同一のものといたします。

5. 3 提出方法

- ・ 簡易書留等配達記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。

5. 4 提出場所

- ・ 「2. 1 (1) c 提出先」と同じ。

5. 5 提出部数

- ・ 1部

6 その他

6. 1 送電システムの暫定的な容量確保について

- ・ I 期対象案件のうち、発電設備等に関する契約申込みを継続する旨の意思表明書を受領したものは、送電システムの暫定的な容量を確保しています。
- ・ I 期対象案件が I 期蓄電池プロセスを辞退した場合又は I 期蓄電池プロセスで優先系統連系希望者とならなかった場合には、確保した送電システムの暫定的な容量を取り消します。
- ・ I 期対象案件が I 期蓄電池プロセスを辞退又は非優先系統連系希望者となり、発電所側に蓄電池等を設置して出力変動緩和対策を実施する場合、意向表明書（様式 6）をご提出いただくことにより確保した暫定的な容量を維持します。ただし、当社から指定する期限までに出力変動緩和対策に関連する書類が揃わない場合などには、確保した送電システムの暫定的な容量を取り消す場合があります。

6. 2 I 期蓄電池プロセスの中止について

- ・ 応募容量又は入札容量が極端に少ない場合など、I 期蓄電池プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと当社が判断したときは、I 期蓄電池プロセスを中止することがあります。なお、I 期蓄電池プロセスを中止するときは、I 期蓄電池プロセスの応募者に対して、意見を聴取いたします。

6. 3 FIT 電源のうち風力発電設備の場合の出力制御について

- ・ FIT 電源のうち風力発電設備の場合、当社は 2015 年 12 月 16 日付で風力発電に関する指定電気事業者となっており、年間 720 時間を超える無補償での出力制御に応じていただくことが連系にあたっての条件となりますのでご注意ください。
- ・ 北海道の再生可能エネルギー導入量の想定等を踏まえた出力制御の見通しについては別紙 8 をご確認ください。

6. 4 本募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について^{※26}

- ・ 本募集プロセスに参加している案件については、接続契約を締結していない場合の設備認定の失効について、FIT 法改正に伴う経過措置として、本募集プロセスの完了の翌日から 6 か月間の猶予期間が設定されます。

※26 改正 FIT 法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁の HP をご確認ください。
経済産業省資源エネルギー庁 HP 「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

6. 5 I期蓄電池プロセス対象案件のあるエリアにおける系統アクセス業務

- ・I期蓄電池プロセス対象案件のあるエリアにおける系統アクセス検討を行う場合、I期蓄電池プロセスにおいて暫定的な容量を確保している申込みを考慮します。I期蓄電池プロセスからの辞退等により、暫定的な送電系統の容量を取消した申込みについては、取消し以降、確保した送電系統の暫定的な容量を考慮せずに系統アクセス検討を実施します。

6. 6 本募集要綱に記載の無い事項について

- ・本募集要綱に記載の無い事項については、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針、当社が定める託送供給等約款^{※27}並びに関連諸法令によるものとしたします。
- ・本募集要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、当社にて取扱いを検討し、関係する応募者等に通知又は公表いたします。

※27 当社HP「託送供給等約款及び要綱」

http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/con_stipulation.html

6. 7 本募集要綱で使用する用語について

- ・本募集要綱で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに広域機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものとしたします。

以 上

別紙 1 入札対象費用の概要

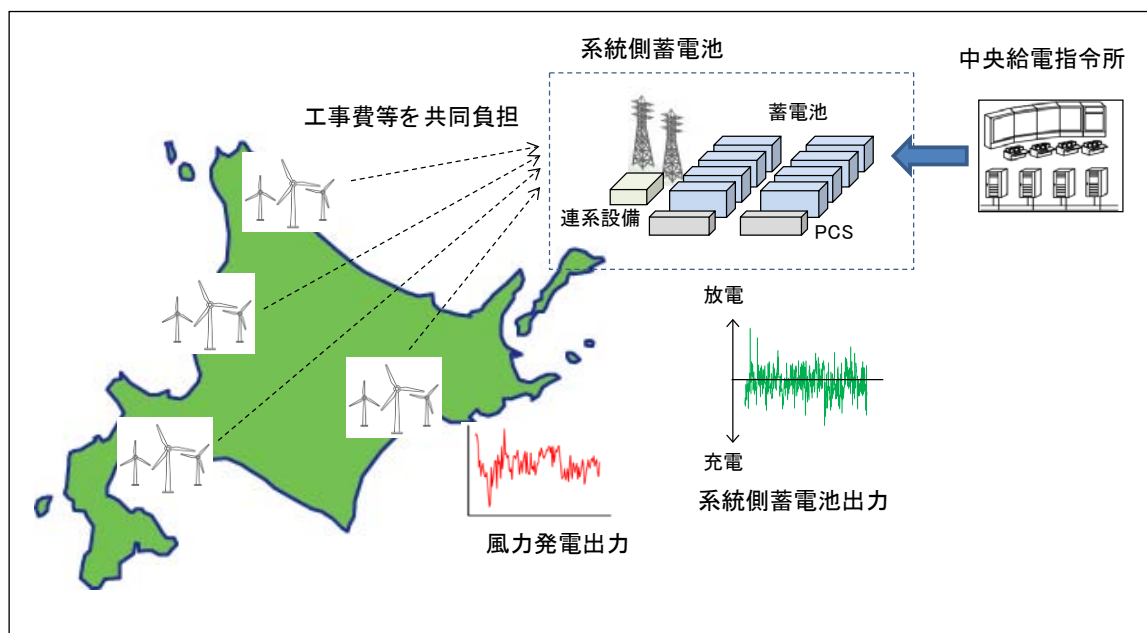
1 入札対象工事名称

系統側蓄電池 設置工事

2 工事の必要性と対策工事規模

- 北海道エリアにおいて、風力発電は周波数調整面での接続量の限界に達しております。風力発電の更なる拡大を目的とし、新たに 60 万 kW の風力発電の連系を可能とするため、9 万 kW-4h 程度の蓄電池を設置します。

3 概要図



4 対策工事内容

設備区分	項目	新設	建替・張替・ 取替	改造・改修	備考（設備機器・材料 の仕様、工事方法等）
蓄電池	—	9 万 kW -4h 程度	—	—	逆変換装置等を含む
変電設備	変圧器	2 台	—	—	187/66kV 100MVA×2 台
	遮断器	4 台	—	—	187kV×2 台 66kV×2 台

5 入札対象費用（①～④の 95%※）

- ① 系統側蓄電池の調達費用、設置工事費用
- ② 系統側蓄電池連系設備の調達費用、設置工事費用
- ③ 運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス（保守・運用）費用
- ④ 系統側蓄電池の撤去工事費用

※特定負担分の割合（全体から一般負担分の割合である 5%を除いた割合）

6 充放電損失に係る費用について（入札対象外の費用）

- 充放電損失に係る負担金単価の算定は以下のとおり行います。

$$\text{負担金単価 (円/kW)} = \{ \text{系統側蓄電池の充電電力量 (kWh)} - \text{系統側蓄電池の放電電力量 (kWh)} \} \\ \times \text{電力単価 (円/kWh)}$$

／当社との受給契約を締結している案件の合計容量(kW) × 95%[※]

- 系統側蓄電池の充放電電力量は、当社が設置する電力量計により計量した値とします。
- 電力単価および費用精算期間については、別途お知らせいたします。

別紙2 本募集要綱における特記事項

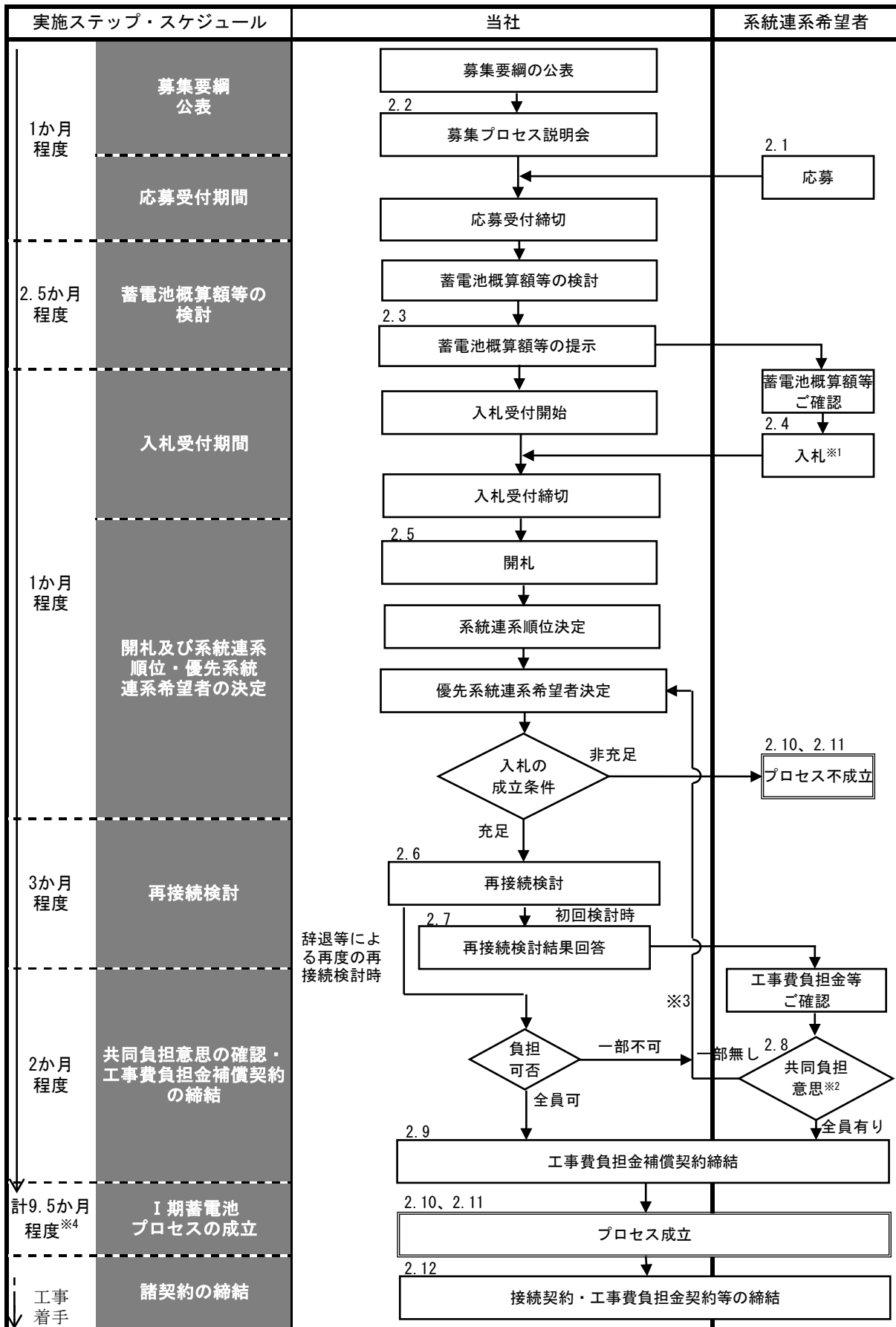
- 本募集プロセスにより当社系統への連系が決定した発電事業者との間における「発電者の再生可能エネルギー発電設備と当社が維持及び運用する電力系統との接続等にかかる契約」並びに「再生可能エネルギー電気の発電者による供給および当社による調達にかかる契約」、その他必要な契約の締結にあたっては、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」(2017年4月1日実施。以下「契約要綱」といいます。)及び本募集要綱を承諾いただきます。この場合において、下表に示すように、本募集要綱の定めと契約要綱の定めとに矛盾又は抵触がある場合、本募集要綱に定める内容にこれらの契約の内容を変更又は修正することについても承諾いただきます。

	契約要綱	本募集要綱
費用負担	<p>17 本発電設備等の管理・補修等</p> <p>(1) 8(電気方式, 周波数等)に定める電気工作物の責任分界点より発電者側の電気工作物(当社が所有する電気工作物を除きます。)については発電者が, <u>当社側の電気工作物および発電者側の当社が所有する電気工作物については当社が, 自らの責任と負担において管理および補修を行なうもの</u>といたします。</p> <p>(略)</p> <p>29 設備の撤去</p> <p>受給契約が終了した場合における本発電設備その他の受給契約にもとづき設置された電気工作物の撤去を行なう場合については, 8(電気方式, 周波数等)に定める責任分界点より発電者側の電気工作物(当社が所有する電気工作物を除きます。)については発電者が, <u>当社側の電気工作物および発電者側の当社が所有する電気工作物については当社が, それぞれその撤去費用を負担する義務を負うもの</u>といたします。ただし, 受給契約の終了が発電者または当社のいずれかの責めに帰すべき事由による場合には, 当該有責当事者がその撤去費用を負担する義務を負うものとなります。</p>	<p>1. 1 募集する電源</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>系統側蓄電池及び連系設備の費用、設置工事費用、撤去工事費用、運用期間中のメンテナンス(保守・運用)及び系統側蓄電池の充放電損失に係る費用を共同負担すること。</u></p>

	契約要綱	本募集要綱
出力抑制	<p>16 出力抑制</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、本発電設備の出力の抑制を行なうことができるものといたします。</p> <p>なお、発電者は、当社が発電者に書面等により当該出力の抑制を行なった合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、当社に対して求めないものといたします。</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号、その後の改正を含み、以下「施行規則」といいます。）第 14 条第 1 項第 8 号ホ(1) または(2)に掲げる場合（当社の責めに帰すべき事由によらない場合に限ります。）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 発電者は、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号へ(1)または(2)に掲げる場合（当社の責めに帰すべき事由によらず、当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合を含みます。）には、当社の指示にしたがい、本発電設備の出力の抑制を行なうものといたします。</p> <p>なお、<u>発電者は、当社から当該出力の抑制の指示がなされた場合において、当社が発電者に書面等により当該指示を行なった合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、法令により認められる範囲を超えて、当社に対して求めないものといたします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) (1)から(6)までにおいて発電者が当該出力の抑制により生じた損害の</p>	<p>1. 1 募集する電源 (略)</p> <p>(5) 以下に示すような場合における出力制御、停止等に対し、その期間によらず応じていただくこと。</p> <p>①系統側蓄電池の点検、故障、想定外の劣化等により運転可能な系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合</p> <p>②系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合</p> <p>③風力発電の出力変動が想定以上となる等、周波数調整の限界を超える場合若しくは超えることが見込まれる場合</p> <p>④調整用火力発電機や連系線の作業停止や事故時の緊急停止等、系統側の調整力の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合</p> <p>⑤天災地変、戦争、暴動、内乱その他当社の責めによらない場合</p> <p>(6) <u>上記(5)①～⑤の場合における出力制御、停止等に伴う損害について、出力制御、停止等の期間によらず当社が補償しないことに同意いただくこと。ただし、①～③の場合においては、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。また、④の場合においては、当社に故意または過失がある場合を除きます。</u></p>

	契約要綱	本募集要綱
	<p>補償を当社に対して求めないものとされている場合以外の場合において、当社が行なった本発電設備の出力の抑制, または当社による指示にしたがって発電者が行なった本発電設備の出力の抑制により, 発電者に生じた損害について, 発電者は, 当社に対し, 当該出力の抑制を行なわなかったとしたならば発電者が当社に供給したであろうと認められる受給電力量に, 22(料金)(1)に定める電力量料金単価を乗じた金額を上限として, その補償を求めることができ, 当社は, かかる補償を求められた場合には, これに応じるものといたします。ただし, 受給契約の成立時において, 発電者および当社のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じたことにより当社が本発電設備の出力の抑制を行ない, または, <u>当社による指示にしたがって発電者が本発電設備の出力の抑制を行なった場合であって, 当該特別の事情の発生が当社の責めに帰すべき事由によらないことが明らか</u>な場合については, この限りではないものといたします。</p> <p>なお, 当社は同一の原因により発電者の受けた当該損害について, 重ねて賠償および受給契約にかかる債務の履行の責めを負わないものといたします。</p>	

別紙3 I期蓄電池プロセスの流れ



※1 入札時には第1次保証金をお振込みいただきます。
 ※2 「共同負担意思あり」の場合は、あわせて負担可能上限額(入札負担金額を除く)を回答いただくとともに、第2次保証金をお振込みいただきます。
 ※3 辞退等した優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定します。
 ※4 優先系統連系希望者の辞退による再度の再接続検討などにより期間が変更となる可能性があります。

別紙4 提出・問合せ先（窓口）

1 応募申込書・接続検討申込書・環境影響評価方法書届出の写し・入札書・入札申込書・費用負担同意書提出先

- ・北海道電力株式会社 工務部電力託送センター託送統括グループ
〒060-0006 北海道札幌市中央区北6条西14丁目4番3号
電話：0570（080）500

2 問合せ

- ・本プロセスに関するご質問は、当社問合せ専用メールアドレスにメールにてお問合せください。

Eメール：chikuden-h29@epmail.hepco.co.jp

別紙5 入札・系統連系順位等に関する補足

1. 最低入札負担金単価について

- 入札にあたっては、I期蓄電池プロセスの成立性を考慮し、最低入札負担金単価を設けます。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象費用を募集容量（60万kW）^{※1}で除した単価といたします。
- 最低入札負担金単価については、蓄電池概算額等の提示時にお知らせいたしますので、十分ご確認の上、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。

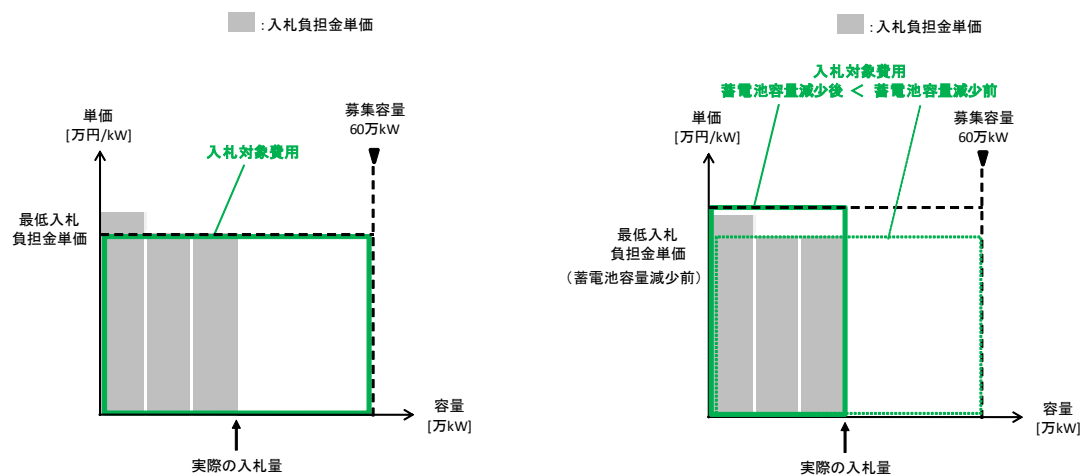
※1 応募容量が募集容量（60万kW）以下となる場合は、入札を行わず、応募容量を踏まえて容量を縮小させた蓄電池に対し、特定負担分を応募容量で除した一律負担金単価をご負担いただきます。

2. 最低入札負担金単価とI期蓄電池プロセスにおける入札の成否について

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象費用を募集容量（60万kW）^{※1}で除した単価を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、蓄電池概算額の提示内容等を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、入札がなされた発電設備の容量が募集容量を下回る可能性があり、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（〔ケース1〕参照）。
- そこで、蓄電池概算額等の提示時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量等をお知らせいたしますので、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。

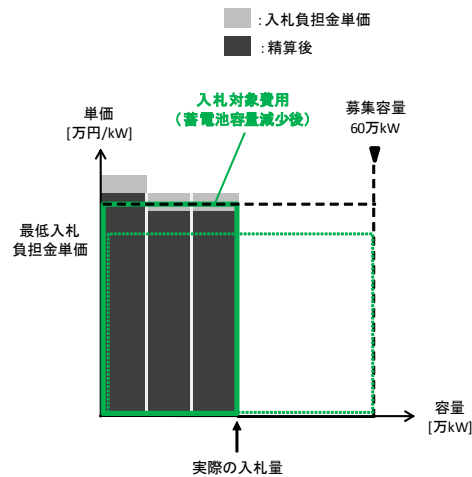
〔ケース1〕

最低入札負担金単価付近の入札しかなかった場合のイメージ（不成立）



〔ケース 2〕

募集容量以下の入札量しかなかったが負担金が集まった場合のイメージ（成立）



3. 優先系統連系希望者の決定について

- 入札負担金単価が高い順に、系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札対象費用以外は、系統連系順位にかかわらず、対策設備を共用する全ての優先系統連系希望者の最大受電電力で按分して工事費用をご負担いただきます。

別紙6 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

○優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札の成立に向けて、原則として※1、次の取り組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

〔ステップ1〕蓄電池容量の縮小

○入札容量が募集容量（60万kW）以下となる場合、入札容量に応じて蓄電池容量を縮小することにより、入札対象費用を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向します。

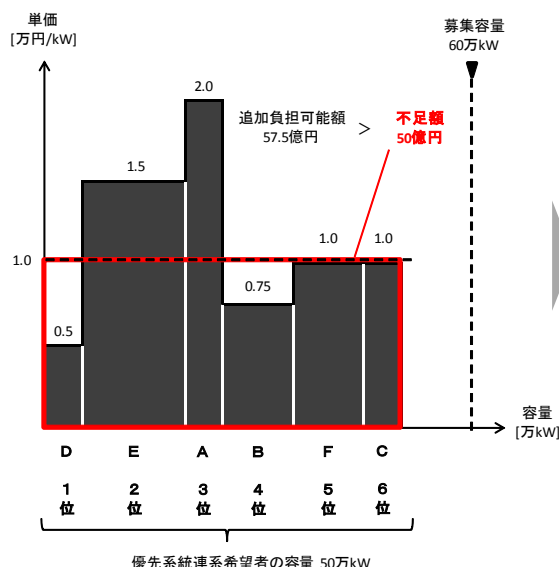
〔ステップ2〕追加負担可能額の確認

○優先系統連系希望者に、入札を成立させるために必要な額（「入札対象費用」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知の上、入札額に加えて負担可能な額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合があります。）。

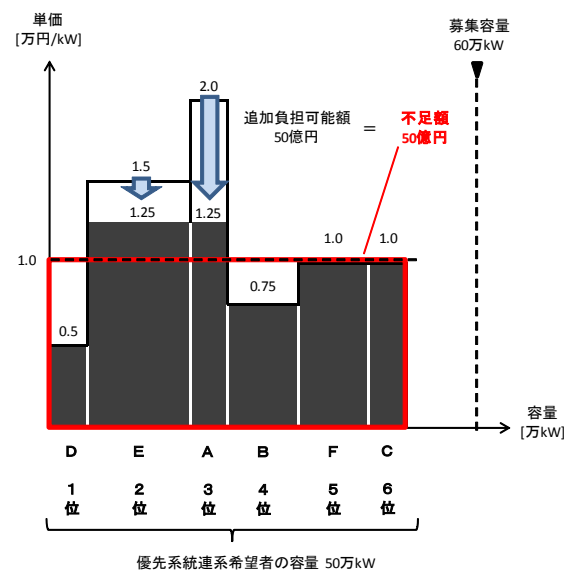
- ・追加負担可能額に対しては、追加の第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- ・系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位とします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません。）。
- ・追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満足した場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、工事費負担金確定時における入札対象費用の工事費負担金の減額補正（本文3.2参照）において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ

[追加負担可能額確認結果]



[工事費負担金確定時]



〔留意事項〕

- 本資料における対応は、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、本資料における対応が必要となった場合には、該当する系統連系希望者に対して、手続等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、入札の成立条件を満たさない場合における対応により、当初の入札で成立した場合に比べて時間を要することから、結果としてプロセス完了が遅れ、接続契約締結や系統接続時期まで時間を要することになります。そのため、場合によってはFIT 調達価格や調達期間に影響が及ぶおそれがあります。

別紙 7 「想定潮流の合理化」が I 期蓄電池プロセスに適用される場合の取扱いについて

- 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）で検討中の「流通設備効率の向上に向けて」のうち「想定潮流の合理化」が I 期蓄電池プロセスに適用される場合、想定潮流の条件となる電源稼働の蓋然性評価及び自然変動電源の出力評価が接続検討結果等に反映されることから、I 期蓄電池プロセスのその他供給設備工事等が変更^{※1}となる場合があります。

※1 既存設備の最大限の有効活用を図るべく想定潮流の合理化を行うこととしておりますので、合理化前と比較して、空容量の拡大に繋がる場合があります。

- 「想定潮流の合理化」の適用は、2018 年度早期を予定しており、I 期蓄電池プロセスについても、プロセスの期間（前記「1. 3 スケジュール」）を考慮すると、「想定潮流の合理化」の適用対象となる可能性があります。

- 「想定潮流の合理化」の適用対象となった場合は、I 期蓄電池プロセスの再接続検討回答等で、今後の取扱い等をお知らせします。

この場合、2017 年 10 月 12 日までに I 期蓄電池プロセスの対象として意思表示書を提出した案件について、適用時期以降の再接続検討等に「想定潮流の合理化」を適用します。

I 期蓄電池プロセスの対象外として意思表示書を提出した案件や本募集プロセスを辞退した案件、および適用時期以前の接続検討等には「想定潮流の合理化」を適用いたしません。

- なお、「想定潮流の合理化」については、広域機関の広域系統整備委員会で検討を進めておりますので、検討状況等については、広域機関の H P で公表^{※2}されています。

※2 広域機関 H P 「広域系統整備委員会」

<http://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/index.html>

別紙 8 出力制御の見通しについて

- 北海道エリアでは、風力発電について指定電気事業者制度（以下「指定ルール」といいます。）での受入れとなっており、連系量の増加に伴い、出力制御量が増加することとなります。
- 系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（以下「本募集プロセス」といいます。）により連系する風力発電が増加した場合の指定ルール風力発電（本募集プロセス分を含む）の出力制御見通しの試算結果については、下表のとおりです。
- 本試算は、系統ワーキンググループでの試算方法^{※1}を元に、指定ルールによる太陽光発電や風力発電の導入量の想定等を踏まえたものとなります。
- なお、出力制御見通しは、一定の前提条件に基づいた試算結果であり、実際の運用においては、再生可能エネルギー出力等の予測誤差、エリアの需要や電源の稼働状況等によっても変動するものであるため、実際の出力制御時間等を保証するものではありません。

【本募集プロセスにより連系する風力発電が増加した場合の出力制御見通し^{※2,3,4}】

	本募集プロセス による 風力発電導入量	出力制御時間 [時間]	出力制御率 [%]
2016年度	+60万kW (Ⅰ期)	4,348	40.8
〔 最小需要 273.7万kW 〕	[参考]+100万kW (Ⅱ期)	4,786	44.0

※1 「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（第12回） 資料1-1 北海道電力株式会社」を参照のこと。

※2 30日等出力制御枠（太陽光発電117万kW、風力発電36万kW）および指定ルール（太陽光発電94万kW、風力発電81万kW（本募集プロセス分を含まない））を前提とした試算。
指定ルールの太陽光発電、風力発電は、現在までの受付状況他に基づく当社想定値。

※3 出力制御時間数は発電設備あたりの見通し。出力制御率は出力制御を行わなかった場合の発電電力量に対する出力制御電力量の比率。

※4 最小需要は、GWを除く5月晴天日における太陽光発電ピーク時間の最小需要実績（11～12時の1時間平均値）であり、太陽光発電の自家消費分補正後の値。離島を除く。

年 月 日

応募申込書

北海道電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関し、2018年●月●日付募集要綱を承認の上、下記のとおり応募します。

記

1. 発 電 場 所	
2. 受 電 地 点	
3. 最大受電電力	
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺 の貼付でも可)	

<申込み窓口 記入欄>

受付番号		受領日	
------	--	-----	--

入 札 書

北海道電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

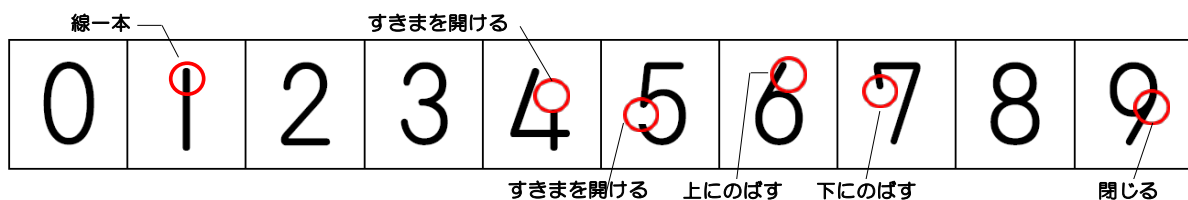
当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関し、2018年●月●日付募集要綱を承認の上、下記のとおり入札します。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価*	円/kW (税抜) [最低入札負担金単価以上の単価で入札してください]
3. 第1次保証金額* (入札保証金額)	円 (税込) [入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5% + 税]
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※ 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合、及び振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご注意ください。

注) 手書き時の算用(アラビア)数字の書き方



年 月 日

入札申込書

北海道電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関し、2018年●月●日付募集要綱を承認の上、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
3. 第1次保証金額 (入札保証金額)	同封「入札書」のとおり
4. 保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

年 月 日

費用負担同意書

北海道電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関し、2018年●月●日付募集要綱を承認の上、2018年●月●日付貴社発行の「○○○○のお知らせ」により通知された一律負担金単価に基づく費用負担について、下記のとおり同意します。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 一律負担金単価※	円/kW（税抜）
3. 第1次保証金額※ （申込保証金額）	円（税込） 〔 一律負担金単価 [円/kW]（税抜）×最大受電電力 [kW] × 5% + 税 〕
4. 保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
（フリガナ） 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※ 振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、応募が無効となりますので、ご注意ください。

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がある場合)

北海道電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関し、2018年●月●日付再接続検討の回答書の内容を承認するとともに、次に申告する負担可能上限額（入札を行った場合、入札額を除く、以下同じ）を上限とする工事費負担金（入札を行った場合、入札額を除く、以下同じ）を負担の上、連系を行う意思があることを表明いたします※¹。

なお、当社は、他の優先系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が申告した負担可能上限額を上回る場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合に同プロセスにおいて当社が行った同時申込みを除く全ての行為（意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）が無効となること及び当社が支払った第1次保証金が返金されないことに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません。）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 負担可能上限額（税抜）※ ² ・入札を行った場合、 <u>入札額を除く</u> ・入札を行わなかった場合、 <u>一律負担金単価に基づく負担額を含めた額</u>	円 (税抜)
3. 第2次保証金額（税込）※ ¹ (共同負担意思保証金)	円 (税込) (第1次保証金（入札保証金、申込保証金）と同額)
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※¹ 振込期限までに第2次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、共同負担意思の表明が無効となりますので、ご注意ください。

※² 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

年 月 日

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がない場合)

北海道電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関し、以下の理由により2018年●月●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を負担の上、連系を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、同プロセスにおいて当社が行った同時申込みを除く全ての行為（意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った第1次保証金が返金されないことに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません。）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【連系を行うことを希望しない理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1-1 工事費負担金が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも長く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

年 月 日

継続意思表明書

北海道電力株式会社 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」に関して、2018年●月●日付「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）募集要綱」（以下「募集要綱」といいます。）および2018年●月●日付再接続検討の回答書の内容を承認いたします。

また、下記の発電設備に関して、2017年●月●日付「系統連系および電力購入申込書」の提出により行った「貴社が維持および運用する電力系統との接続にかかる契約」及び「再生可能エネルギー電気の供給および貴社による調達にかかる契約」の申込みについて、貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）に加えて募集要綱の内容を承諾のうえ、貴社が同申込みに係る手続きを継続するよう申し出ます。この場合において、募集要綱の定めと契約要綱の定めと矛盾又は抵触がある場合、募集要綱に定める内容に同申込みに係る契約の内容を変更又は修正することについても承諾します。

記

1. 発電設備情報

(設 備 所 在 地) : _____

(認 定 設 備 I D) : _____

(発 電 出 力) : _____

2. 本件に関する連絡先

担当者名 : _____

郵便番号、住所 : _____

電話 : _____

FAX : _____

E-mail : _____

以 上

辞 退 書

北海道電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

辞退に関する意思表示

○を付けてください。

- () 当社は、都合により、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）」を辞退いたします。
 なお、当社は、「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス」（以下「本募集プロセス」といいます。）に関する同時申込みを除く全ての行為（意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金が返金されないことに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません。）。
- () 当社は、都合により、貴社が主宰する「本募集プロセス」を辞退いたします。
 なお、当社は、本募集プロセスに関する全ての行為（同時申込み、意思表示（確保された送電系統の暫定的な容量を含む。）、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金が返金されないことに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません。）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1-1 工事費負担金が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
 1-2 工事費負担金が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
 2-3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
 3 応募以降の事業環境の変化
 4 その他

()

年 月 日

意向表明書

北海道電力株式会社 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

下記の発電設備に係る 2017 年●月●日付にて意思表示書を提出した系統側蓄電池による風力発電募集の契約申込みの取扱いについて、当社は、下記のとおり変更に関する意向表明をいたします。

記

1. 発電設備情報

(設 備 所 在 地) : _____

(認 定 設 備 I D[※]) : _____

※取得前の場合は記載不要

(発 電 出 力) : _____

2. 申込済みの契約申込みの変更に関する意向表明

- ・上記契約申込みについては、本意向表明書の提出日をもって系統側蓄電池による風力発電募集から辞退し、発電所側に当社の負担により蓄電池等を設置することにより貴社の定める出力変動緩和対策の技術要件を満足する内容に変更いたします。
- ・本意向表明書の提出日から6ヶ月以内に、貴社との技術協議が完了した出力変動緩和対策の技術資料を含めた変更申込書一式を貴社に提出いたします。
- ・技術協議が完了しない場合等、●年●月●日までに変更申込書が受理されない場合は、上記契約申込みについて、速やかにI期対象外案件として系統側蓄電池による風力発電募集へ移行する、若しくは取下げをいたします。

3. 本件に関する連絡先

会社名

担当者名

郵便番号、住所：〒 _____

電話：

FAX：

E-mail：

以 上